

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、所要の措置をとられることを要請しました。

職員の給与の勧告に当たり毎年実施している「職種別民間給与実態調査」について、本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、特別給と月例給の2回に分けて調査を実施しました。企業活動が大きな影響を受けている中にもかかわらず、調査に対して御理解と御協力を賜りました民間事業所の皆様に、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、特別給（ボーナス）について、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給割合を0.05月分引き下げることとしました。月例給については、今後、必要な報告及び勧告を行うこととしています。

職員の勤務環境については、公務を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員の健康の維持や、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を着実に進めていくことが重要です。特に、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対策を講じるに当たり、業務の平準化の措置や業務継続に必要な人員配置等の取組を継続するとともに、新しい働き方や生活を見据え、テレワーク等の取組を更に推進していく必要があります。また、心身両面の健康管理対策やハラスメント対策、職業生活と家庭生活の両立支援についても積極的に取り組む必要があると考えます。

高齢層職員の雇用問題については、国において、公務員の定年の引上げに向けた取組が進められており、本県においても、国の動向を注視しつつ、本県の実情を踏まえた定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用方策について具体的な検討を行う必要があると考えます。

人材の確保については、採用試験の応募者が減少傾向にある中、任命権者と緊密に連携を図りながら、より実効性のある人材確保策に取り組んでいくこととしています。

公務員倫理については、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えていくことが必要と考えます。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と職員の適正な処遇の確保について、深い御理解をいただきたいと思います。

令和2年10月28日

山口県人事委員会委員長 齊藤 保夫